

野田市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月4日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第33号

野田市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示

野田市旅券事務取扱要綱（平成29年野田市告示第133号）の一部を次のように改正する。

第4条中「9日」を「11日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年3月24日から施行する。